

平成 30 年度医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業
実務者会議（高島地区） 次第

日時：平成 31 年 1 月 30 日（水）10:00～11:30

場所：新旭養護学校

- (1) 開会・挨拶
- (2) 出席者紹介（自己紹介）
- (3) 実証研究事業の状況等について報告
- (4) 各実務者からの報告と意見交換
 - (ア) 保護者の負担軽減
 - (イ) 安全の確保
 - ・ 医療面（ケアの実施、緊急対応など）
 - ・ 移動面（ルート、時間、距離、車両など）
 - (ウ) 地域ごとの実施上の課題等について
 - ・ 看護師確保の状況
 - ・ 移動支援の状況
 - ・ 関係機関の状況
 - ・ 医療機関との連携
 - ・ 学校、保護者との連携
 - (エ) 制度運用上の課題と事業実施に向けて
 - (オ) その他
- (5) 閉会

【配付資料】

資料 1 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業実務者会議設置要項

資料 2 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業 中間実績報告

医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業実務者会議設置要項

(趣旨)

第1条 医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「要医療的ケア児童生徒」という。）の送迎における保護者の負担軽減に向けて、どのような方法が可能か、実施地域ごとの状況を把握するとともに課題を整理し、制度化についての方向性を探るための、医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業実務者会議（以下「実務者会議」という。）の設置に関して必要な事項を定める。

(議事)

第2条 実務者会議は、次に掲げる事項について研究協議を行うものとする。

- (1) 要医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援に関すること
- (2) 要医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援の実証研究に関すること
- (3) その他実務者会議の設置の目的達成のために必要な事項

(構成)

第3条 実務者会議は、実証研究に関わる者で構成する。

2 出席者は、次に掲げる者のうちから、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長（以下「障害福祉課長」という。）および滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課長（以下「特別支援教育課長」という。）が協議の上、依頼する。

- (1) 実証研究実施対象保護者
- (2) 訪問看護ステーション関係者
- (3) 移動支援事業所等関係者
- (4) 実証研究実施に係る関係市町行政職員（福祉部局および教育委員会事務局）
- (5) 特別支援学校管理職
- (6) 滋賀県行政職員（健康医療福祉部および教育委員会事務局）
- (7) その他本実証研究に関わった者のうち適当と思われる者

(会議)

第4条 実務者会議は、障害福祉課長および特別支援教育課長が招集する。

(公開)

第5条 実務者会議は、滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について意見を述べることから傍聴を許可しない。ただし、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

2 会議の結果については、事務局において会議概要を作成し、原則として1か月以内に会議資料とともに滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室に送付して閲覧に供するものとし、併せて必要に応じ報道機関への資料提供、県のホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。ただし、個人名等公開することが不相当と認められる事項については、公開しないこととすることができる。

(庶務)

第6条 実務者会議の運営に必要な事務は、障害福祉課および特別支援教育課において処理する。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、実務者会議の運営に関し必要な事項は、障害福祉課長および特別支援教育課長が定める。

付 則

1 この要項は、平成31年1月23日から施行する。

医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援実証研究 中間実績報告

（平成 31 年 1 月 30 日現在）

1 委託事業所（訪問看護ステーション）

○ 高島市訪問看護ステーション

（実施児童生徒数）2 名

（契約日）平成 30 年 6 月 25 日

<対象児童生徒①>

（送迎開始）平成 30 年 10 月 24 日

（必要な医療的ケア）口腔および鼻腔からの喀痰吸引

<対象児童生徒②>

（送迎開始）平成 30 年 9 月 6 日

（必要な医療的ケア）口腔および鼻腔からの喀痰吸引

2 移動支援事業所等

社会福祉法人 虹の会 わになろう（福祉有償運送）

3 送迎実施状況

<対象児童生徒①>

- (1) 10 月 24 日（水）登校時
- (2) 10 月 24 日（水）下校時
- (3) 10 月 25 日（木）登校時
- (4) 11 月 12 日（月）登校時
- (5) 11 月 12 日（月）下校時
- (6) 11 月 16 日（金）登校時
- (7) 11 月 22 日（木）登校時
- (8) 11 月 22 日（木）下校時
- (9) 11 月 29 日（木）登校時
- (10) 12 月 6 日（木）登校時

全 10 回実施済

<対象児童生徒②>

- (1) 9月 6日 (木) 登校時
- (2) 9月 6日 (木) 下校時
- (3) 9月 10日 (月) 登校時
- (4) 9月 10日 (月) 下校時
- (5) 10月 5日 (金) 下校時
- (6) 10月 19日 (金) 下校時
- (7) 12月 4日 (火) 下校時
- (8) 12月 5日 (水) 下校時
- (9) 1月 7日 (月) 下校時

全9回実施済 (残り1回は1月31日に実施予定)